

入院会計のお知らせ

医療費の計算方式の変更について

これまでの計算方法は診療内容によって、それぞれの料金を計算して合計の医療費を出す「出来高払い方式」でした。新しい方式は、病気の種類、手術（処置）試行の有無、合併症の有無等によって病気を分類します。そしてその分類ごとに、1日当たりの医療費が決められます。どんなお薬を使っても、どんな検査、注射を行っても、1日当たりの医療費は変わらない「包括払い方式」となります。1回の入院では、この病気の分類は1つだけ決定する事になっています。

なお、すべての入院患者様に、「包括払い方式」が適応されるわけではなく、病気の種類によっては、従来の「出来高払い方式」で医療費を計算するようになる場合があります。

医療費の支払い方法について

一部負担金の支払い方法は、従来の方式と基本的に変わりありません。ただし、最初に考えられていた病気とは異なる病気であるという事が判明した場合、または、治療する病気が追加となった場合には、この分類が変更になる事があります。入院後、分類が変更になった場合には、医療費が変動することとなるため、退院時などに、前月までの支払額との差額の調整を行うことがあります。途中で病気の分類が変わって医療費が変更になった場合には、入院時にさかのぼって医療費を清算させていただくこととなりますので、ご了承くださいませようお願い申し上げます。

なお、高額療養費制度の取り扱いはこれまでと変わりません。